

友松会 研究活動等の奨励に関する運営規定

【規定の名称】

本規定は「友松会 研究活動等の奨励に関する運営規定」と称する。

【規定の目的】

本規定の目的は次の通りとする。

- 1 会員の教育関係の研究・業績に基づき奨励する。
- 2 支部会員による教育関係の研究を啓発・支援する活動や支部における会員相互の交流を図る活動等、支部活動の活性化を目指す活動に対して支援する。
- 3 会員、または、会員が主となるグループで取り組んでいる教育につながる研究や会員相互の交流を促進するための活動などに対して支援する。
- 4 その他、役員会が認めたものに対して支援する。

【事業】

本規定の目的に基づく事業は次のとおりとする。

【事業1】

松沢研究奨励賞を次の部門ごとに授与する。

- ① 松沢研究奨励賞A部門として授与する。受賞者は原則として年間2件とする。受賞者の選考にあたっては、ブロック副会長の推薦に基づき役員会で承認する。但し、止むを得ない事情により受賞該当者がいない場合は、受賞者なしとする。
- ② 松沢研究奨励賞B部門として授与する。各支部年間1件以内で受賞を可とする。受賞者の選考にあたっては、支部からの推薦に基づき、ブロック副会長が承認し、役員会に報告する。
 - ・B部門受賞者がA部門の受賞者となることを妨げない。

【事業2】

支部活動活性化を目指す次の項目に係る活動に対して、支部からの申請を受けて支援する。

- ① 支部が企画した教育関係の研究に係る活動。
- ② 支部会員が相互に交流する活動。
 - ・申請内容の妥当性について、役員会で審議し承認する。
 - ・支援については、助成金、講師派遣とする。

【事業3】

会員、または、会員が主となるグループで取り組んでいる教育につながる研究や会員相互の交流を促進するための活動などについて、申請を受けて支援する。

- ・申請内容の妥当性については、役員会で審議し承認する。
- ・支援の内容は、教育につながる研究などに係る助成金とする。

【事業4】

その他、役員会が認めたものに対して支援する。

【付則】

- 1 本規定は理事評議員会において改定する。
- 2 本規定に基づく事業の運営に必要な細則は別に定める。
- 3 本規定に依る研究奨励金については、毎年、執行状況を整理し理事評議員会で報告する。また、基金の原資の減少を見越し、原則として3年ごとに役員会において本事業について見直しをする。
- 4 本規定は令和5年6月1日より実施する。